



## 福祉施設版

## NEWS LETTER

2022年8月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-4-7 イマス浜田ビル3階  
TEL: 03-6302-0475 / FAX: 03-6302-0474

## 人手不足感、訪問介護でより深刻

介護業界では人手不足が慢性化していますが、職種によってその深刻度合いには差があるようです。今回は、人手不足感の現状と、その解決の一助となる雇用管理や職場環境改善のための支援策についてご案内します。



## 訪問介護職の有効求人倍率は約15倍

介護業界の人手不足について、厚生労働省の部会\*で示された統計(図1)によると、2020年の施設介護員の有効求人倍率は3.90倍でした。訪問介護職ではこれより4倍弱高い14.92倍となっています。2020年以降は新型コロナウイルス感染症の拡大により訪問介護職の離職が進み、人材確保はさらに厳しい状況となっているといわれています。

図2は職種別にみた人手不足感です。最も割合が高いのは訪問介護員で、約8割となりました。介護職員も約7割となっています。

\*厚生労働省 第93回社会保障審議会介護保険部会  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_25625.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25625.html)

## 人材確保のための働く環境改善には

介護サービス事業者の雇用環境整備を支援する補助金には、次のものがあります。

## ● キャリアアップ助成金

パートタイマーなどの非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善に取り組むとき

## ● 両立支援等助成金

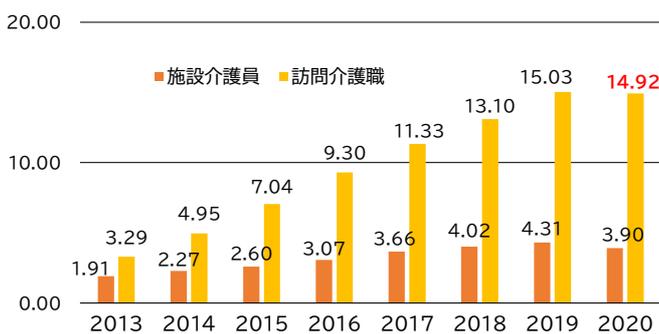
仕事と家庭生活を両立できるよう、従業員の育児・介護休業の取得や職場復帰の支援に取り組むとき

## ● エイジフレンドリー補助金

高齢労働者の職場環境改善のために、身体機能の低下を補う設備・装置などを導入したとき

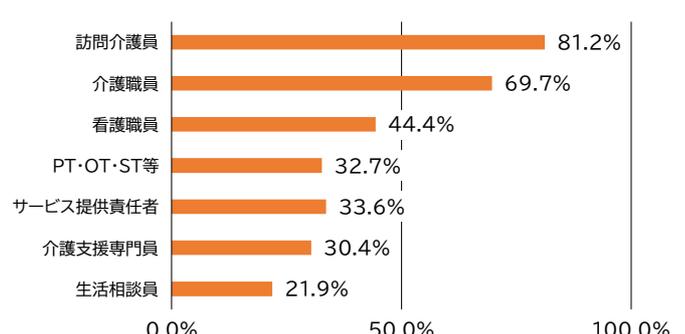
介護労働安定センターの雇用管理相談や雇用管理責任者講習は、無料で利用できます。

図1 介護サービス職員の有効求人倍率(倍)



厚生労働省 第93回社会保障審議会介護保険部会資料より作成

図2 介護職員の人手不足感



厚生労働省 第93回社会保障審議会介護保険部会資料より作成

## 社会福祉施設での労働災害の発生状況

厚生労働省が策定した第13次労働災害防止計画において、社会福祉施設は死傷災害の重点業種のひとつとされています。ここでは今年5月に発表された資料<sup>\*</sup>から、社会福祉施設における労働災害の発生状況をみていきます。

### 死傷者数は18,000人超に

上記資料から、社会福祉施設における労働災害の発生状況をまとめると、下表のとおりです。

2021年の労働災害による休業4日以上<sup>\*</sup>の死傷者数(以下、死傷者数)は18,421人でした。うち、新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害(以下、新型コロナ感染による労働災害)の死傷者数は5,624人、新型コロナ以外による労働災害の死傷者数は12,797人となりました。新型コロナ感染による労働災害を除いても、労働災害による死傷者数は増加傾向にあります。

また、死傷年千人率も増加を続けています。2017年には2.17人でしたが、2021年には4.23人と4人を超えました。

### 腰痛や転倒などが突出

主な事故の型別の死傷者数では、腰痛などの動作の反動・無理な動作と転倒が突出しています。2021年の死傷者数は、動作の反動・無理な動作が4,539人、転倒が4,336人でした。どちらも2019年から2年間で、1,000人以上増加しており、深刻な状況にあるといえましょう。

なお、新型コロナ感染による労働災害の死傷者は、事故の型別ではその他に分類されています。2021年の結果では、主な事故の型別の中で最も死傷者数が多く、新型コロナウイルス感染症の影響の大きさを感じさせます。

労働災害の減少はもちろん業務負担軽減のための取組が、より一層重要になっているといえましょう。

社会福祉施設等における労働災害の発生状況(人)

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
労働災害による休業4日以上 <sup>*</sup> の死傷者数	8,738	9,545	10,045	13,267	18,421	
うち新型コロナ以外による労働災害				11,667	12,797	
うち新型コロナ感染による労働災害				1,600	5,624	
死傷年千人率(※)	2.17	2.30	2.39	3.09	4.23	
主な事故の型別	動作の反動・無理な動作	2,983	3,186	3,433	4,199	4,539
	転倒	2,893	3,321	3,272	3,892	4,336
	墜落・転落	555	625	692	755	802
	交通事故(道路)	545	543	524	503	587
	激突	386	438	520	612	657
	その他	291	341	420	2,056	6,162

※死傷年千人率は1年間の労働者1,000人あたりに発生した死傷者数の割合を示すもの

厚生労働省「令和3年労働災害発生状況の分析等」より作成

※厚生労働省「令和3年労働災害発生状況の分析等」

5月30日発表の「令和3年の労働災害発生状況を公表」で参考資料として公開された、令和3年の労働災害発生状況を取りまとめた資料です。第13次労働災害防止計画は、労働災害を減少させるために国や事業者、労働者等が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。データの詳細は次のURLのページから確認いただけます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_25944.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25944.html)

# 福祉施設でみられる 人事労務Q&A



## 『週4日勤務のパート職員の年次有給休暇5日取得義務』



4月に、1日の所定労働時間が6時間で週4日勤務してもらうパート職員を採用しました。10月に年次有給休暇（以下、年休）を付与する予定ですが、このパート職員も、正職員と同様、付与日から1年間に年5日の年休を取得させる必要があるのでしょうか？



パート職員であっても、年休が10日以上付与される場合、付与した日から1年間で5日取得させる義務（以下、取得義務）が発生します。週4日勤務のパート職員が、勤続6ヶ月となる10月に付与される年休日数は7日となるため、勤続6ヶ月の時点において年5日の年休の取得義務は発生しません。

### 詳細解説：

#### 1. パート職員への年休の比例付与

労働基準法では、入職日から6ヶ月継続勤務し、かつ全労働日の8割以上を出勤した職員に、正職員、パート職員など雇用形態に関わらず年休を付与することを定めています。週の所定労働時間が30時間未満のパート職員などは、所定労働日数に応じて年休の付与日数が決定します（比例付与）。この年休日数は、下表のとおりです。



今回の質問の週4日勤務のパート職員は、入職して6ヶ月の時点では年休の付与日数が7日（下表参照）のため、取得義務は発生しませんが、3年6ヶ月勤務した場合、付与日数は10日となるため、この時点から取得義務が発生します。取得義務は、下表の網掛けに該当する職員に発生します。なお、前年度から繰り越した年休と新たに付与される年休を合算して10日以上になったとしても、取得義務は発生しません。

勤続年数によって取得義務が発生することもあるため、年休の付与日、付与日数、取得義務の有無、残日数等の管理は、正職員・パート職員を問わず、しっかり行いましょう。

#### 2. 年休の5日取得義務

取得義務は、パート職員を含む1年間に10日以上年休が付与される職員に発生します。

【表】年休の付与日数一覧

			雇入れ日から起算した継続勤務期間の区分に応ずる年休の日数						
週所定労働時間	週所定労働日数	1年間の所定労働日数 (週以外の期間によって労働日数が定められている場合)	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月以上
30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間 未満	5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

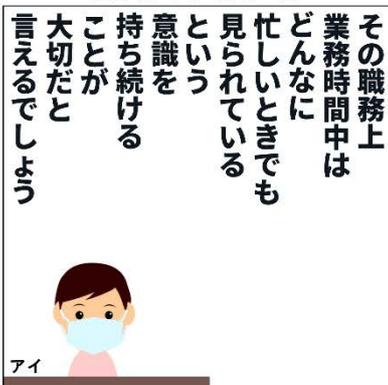
# 事例で学ぶ 4コマ劇場

## 今月の接遇ワンポイント情報

### 『見られている』



#### 見られている



## ワンポイントアドバイス

事例でのアイさんは、受付にいたようですが、利用者様がおらず緊張感が途切れ、あくびが出てしまいました。そこにちょうど利用者様がいらっしゃったようですね。

業務時間中は、どんなに忙しいときであっても、「利用者様から見られている」という意識を持ち続けることが大切です。いつ、だれが見ているか分からないという緊張感を持って、表情や姿勢に気を配らなければなりません。

事例でのアイさんのようなあくびだけでなく

- ❑ 壁にもたれかかった姿勢で立っていませんか？
- ❑ 片足に体重をかけて立っていませんか？
- ❑ 腕を組んで仁王立ちのように立っていませんか？
- ❑ しかめっ面をしていませんか？
- ❑ 座った状態で頬杖をついていませんか？
- ❑ 座った状態で椅子の背にもたれかかっていますか？

これらのような無意識での姿勢や行動が利用者様の目に入ってしまうと、日頃から築いてきた信頼や安心に、残念な影を差してしまうことになります。

このような姿勢や行動にならないよう、ある施設では自分の姿や顔が目に入りやすい位置に姿見や卓上の鏡を設置しています。そうすることで、目にした時にずっと姿勢を伸ばしたり、表情を引き締めたりするようになるそうです。

忙しさの中で忘れがちですが、私たちは「常に見られている」という意識を持ち続けられるよう、毎日声を掛け合って取り組むとよいでしょう。